

# McAfee MVISION Protect（年額版）利用規約

本規約は、ダイワボウ情報システム株式会社（以下、「乙」という。）が、McAfee Enterpriseの MVISION Protect（年額版）サービス商品（以下、「対象サービス商品」という。）に関して、当社より直接購入頂いたお客様（以下、「甲」という。）に対し乙が提供するサポートサービス（以下、「本サポート」という。）の内容および条件について定めるものです。お客様は、ダイワボウ情報システム株式会社（以下、「DIS」といいます）所定のWebにて利用申込を行うことによって、本規約のすべての条件に同意したものとみなされます。本規約の条件に同意いただけない場合には、利用申し込みを中止してください。

## 第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下のとおりとします。

- （1）「本サポート」とは、乙が甲に対して無償にて提供する対象サービス商品に関するMcAfee公開情報に伴う技術的な問い合わせについて、別紙表1にて合理的な範囲で回答するサービスをいいます。
- （2）「McAfee Enterprise社ポリシー」とは下記ページにて発表される規約およびポリシーをいいます。  
<https://www.mcafee.com/enterprise/en-us/about/legal/cloud-terms-of-service.html>  
<https://www.mcafee.com/enterprise/ja-jp/about/legal/end-user-license-agreements.html>
- （3）「対象サービス商品」とは、乙が甲に販売するMcAfee MVISION Protect（年額版）サービス商品のうち、乙が指定するものをいいます。
- （4）「顧客」とは、甲が乙より購入した「対象サービス商品」を利用する個人または法人をいいます。
- （5）「DIS McAfee MVISION Protect サポート窓口」とは、本サポートを提供するため、乙が用意する設備および人員をいいます。

## 第2条（乙の責任）

乙は原規約及び本規約に基づき本サポートを甲に対して提供します。なお、甲の希望に基づき乙が同意する場合、本規約に定める内容に準じて甲が指定する顧客に対して直接本サポートを提供する場合がありますものとしますが、その場合、顧客に対しては甲がその責任を負い、乙は一切の責任を負わないものとします。

乙は、本サポートの提供および対象サービス商品がエラーや中断が無く稼働すること、エラーのすべてを補正すること、また、対象サービス商品の提供または本サポートの実施により甲または顧客の問題が解決されることを保証するものではありません。法律の許す範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性及び特定目的への適合性についての保証や条件を含め、本条以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切無いものとします。

## 第3条（甲の責任）

本サポートの提供が円滑に行われるようにするため、対象サービス商品に生じた障害が対象サービス商品かそれ以外に起因するかを甲において判断できる情報を事前に提供するなど、甲は乙が都度指定する事項を自ら実施あるいは顧客に対して実施するよう義務付けることなどにより、乙による本サポートの実施に誠実に協力するものとします。事由の

如何を問わず甲または顧客がこれを怠った場合、本サービスを提供できない、または正常に完了できない場合があり、その場合、乙は一切の責任を負わないものとします。

#### 第4条（除外事項）

次の各号に定める事項は、本サポートの範囲に含まないものとし、乙はこれらを実施する責任を負わないものとします。

- (1)本サポート対応時間外に行うサービス。
- (2)調査の結果、対象サービス商品の不具合を認められなかった場合、もしくはその他機器、サービス商品または回線等に起因する場合のそれ以降の対応。
- (3)甲または顧客の責に帰すべき事由によって生じた障害の修復。
- (4)甲または顧客が対象サービス商品の取扱説明書、及びマニュアルなどに記載されている仕様に基づかずに設定、使用したことによって生じた障害あるいは損傷の修復。
- (5) McAfee Enterpriseのサポートが終了したサービス、製品を導入・利用したことによって発生した障害あるいは損傷の修復。
- (6)甲または顧客が対象サービス商品を改造し、またはMcAfee Enterpriseが承認していない改変を行ったために発生した障害または不具合の対策、あるいは損傷の修復。
- (7) McAfee Enterpriseが認めていない使い方をした場合のサポート。
- (8)甲または顧客が行った設定やログなど、乙が必要とする情報を事前に提示しない場合、もしくは提示した設定変更等の作業を実施しない場合のそれ以降の対応。
- (9)対象サービス商品の仕様に起因する障害あるいは損傷の修復。
- (10)本サービス実施に関する報告書の作成および提供。

#### 第5条（再委託）

乙は、本サポートの実施をその裁量により第三者に再委託できるものとします。その場合、乙は再委託先に対し、本規約に基づく乙の義務を遵守させるものとします。

#### 第6条（一時中断）

次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、乙は事前に連絡することなく、本サポートの提供を一時的に中断することができるものとします。ただし、提供の中断が事前に予測できる場合は、乙は遅滞なくその旨を甲に通知するものとします。

- (1)システムの定期的保守又は緊急保守を行うとき。
- (2)火災、停電等によりの提供ができなくなったとき。
- (3)天災地変、戦争、暴動、内乱、労働争議、その他の不可抗力の事態が生じたとき。
- (4)その他、運用上、技術上の理由により、乙において提供の一時的な中断が必要止むを得ないと認めたとき。

#### 第7条（障害が生じた場合の措置）

システム障害、回線の異常等によって本サポートの提供を中断せざるを得ない事由が生じた場合には、乙はその修復に最善の措置を講じるものとします。なお、この場合及び前条に掲げる一時中断の場合における、修復遅延、修復不完全等に基づき甲に生ずる損害については、乙は一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（免責事項）

1. 乙は、本サポートをMcAfee Enterpriseより認められた水準で提供することを保証します。乙から提供を受けた本サポートの内容が、保証された水準に達していない場合、甲は、対象サービスの実施日から30日以内に乙に通知しなければならないものとします。
2. 前項に基づく通知を甲から受領した場合、乙は、本サービスを再履行するものとし、乙が本サポートについて甲に対して負う責任はこの再履行に限られるものとします。
3. 甲または乙は、いずれの当事者の責にも帰さない事由により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、結果損害、売上の喪失、データもしくはデータの使用機会喪失については、損害賠償責任を負わないものとします。
4. 本サポートにおいて乙から送付するメールには、McAfee Enterprise他、仕入先メーカーから提供された情報が含まれますが、これらの情報の誤り等から甲に損害が生じても、乙及び情報提供者の責任を問えないものとします。
5. 天災地変等の不可抗力、または乙の責に帰しえない事由により本サポートの一部の履行遅滞もしくは不完全履行を生じた場合は、乙はその責を負わないものとします。

#### 第9条（変更）

乙は本規約につき、Webサイト（<https://www.ikazuchi.biz/detail.php?id=192>）上のページにおいて同Webサイトが稼働していない場合を除き、常時掲載するものとします。

#### 第10条（本サポートの終了）

1. McAfee Enterpriseによるサポートサービスの内容変更など、合理的な理由がある場合、乙は甲に予め通知の上、本サポートの内容の変更、一部または全部の提供の終了をすることができるものとします。
2. 前項にかかわらず原規約に基づき甲の代理店登録が終了した場合、当然に本サポートの提供も終了するものとします。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲、乙及び顧客は、本規約において、自己（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者をいう）又は本規約を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 甲、乙及び顧客は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要な

と判断する資料を提出します。

3.甲、乙及び顧客は、相手方又は本規約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した 場合、催告をすることなく、本サポートの提供を終了することができるものとします。

4.甲、乙及び顧客は、相手方が本契約に関連する契約（以下「関連契約」という）を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、相手方が速やかにこれに応じなかった場合は、直ちに本サポートの提供を終了することができるものとします。

5. 前 2 項の規定により契約が解除されたことにより、解除した 当事者が損害を被った場合には、解除した当事者はその相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、解除された当事者は相手方に対し、その名目を問わず、解除に関し生じた損害について一切の請求をしないものとします。

6.乙は顧客に対し前項までの内容について同意させるものとします。

以上

【別紙表1 サポート対応範囲】

- (1) 対応時間：月～金 9:00～17:45 ※土日祝、乙が定める指定休日を除く
- (2) 一次回答目安時間：3営業日以内
- (3) 対応方法（受付方法）：E-Mailのみ
- (4) サポート範囲：製品マニュアル/Web公開情報に基づく
- (5) その他注意事項：
  - 1.お客様独自でカスタマイズされた製品、試用品、McAfee Enterprise社以外の製品は対象外
  - 2.McAfee Enterpriseにてサポート対象外とする内容はサポート対象外